

大阪市の学校給食調理業務の民間委託

保護者のみなさまへ

大阪市では、「安全・安心でおいしい給食」の提供とともに、効率的な給食運営に向けた取組みを進めています。平成19年度に、8校の小学校において、民間委託をモデル実施し、その給食実施状況等をもとに「大阪市学校給食事業効率化調査委員会」が調査・検証し、最終的に現在の学校給食の水準を確保できるのであれば、できるだけ効率的な運営方法の選択として民間委託が望ましいとの提言を受け、平成20年度以降についても引き続き民間委託により給食調理業務が行われており、令和6年4月現在、小学校174校・小中一貫校7校・中学校19校で民間事業者により業務運営を行っています。

今後も、この提言の趣旨を踏まえ、より効率的な給食運営として、調理業務の民間委託を進めてまいります。委託に際しては、学校給食の質と安全に十分に配慮し、これまでと変わらない給食を提供してまいります。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

大阪市教育委員会

学校給食の調理業務委託の方針

○各学校の給食室で調理します

調理は、これまでと同じように各学校の給食室で、調理従事者の手作りにより行いますので、給食の質が落ちるようなことはありません。

○調理業務とそれに伴う業務のみを委託します

委託する業務は、「給食の調理」「配缶」「食器及び調理器具等の洗浄・消毒・保管」「関連施設設備の清掃・点検」「残菜・厨芥の処理」です。

「献立作成」や「食品の購入」については、これまでどおり本市で行い、委託はしません。

○学校給食全般は、本市が責任をもって行います

学校給食全般は、衛生管理や安全対策などを含め、本市が責任をもって実施していきます。



学校給食の流れと民間委託の部分

③ ④ ⑥ ⑧ の部分が、民間委託部分

① 献立の作成

○献立(全小学校共通)は、栄養教諭が作成した素案を、学校給食関係者で検討後、標準献立を決定します。

② 食品の購入

○公益財団法人大阪市学校給食協会が一括して食品を調達し、学校へ配送します。

③ 食品の検収

○委託先が鮮度、品質、量目などを検査します。

④ 調理作業

○委託先が学校の給食室で調理を行います。



⑤ 検食

○各校にて管理職が検食し、確認します。

⑥ 配缶

○委託先がクラスごとに配缶します。

⑦ 給食時間 給食指導

○児童が配膳室へとりに行きます。
○児童が盛付け、喫食し、後かたづけを行います。
○担任や栄養教諭が給食指導を実施します。

⑧ 洗浄・清掃

○委託先が食器や器具の洗浄・消毒、施設の清掃等を行います。



学校給食調理業務の民間委託に関するQ&A

Qなにが変わるのでですか？

「給食の調理」「配缶」「食器及び調理器具等の洗浄・消毒・保管」「関連施設設備の清掃・点検」「残菜・厨芥の処理」業務を民間業者に委託します。

「献立作成」や「食品の購入」については、これまでどおり本市で行い、委託はしません。

Q安全・衛生面が低下しませんか？

委託後も、調理は、学校の給食室を使用し、各学校の栄養教諭等の指示・検査のもとに本市が定めた献立と給食業務マニュアルなどに基づいて、学校側で検食をした上で給食を提供しますので、安全・衛生面が低下するようなことはありません。

Q食物アレルギーの対応はできるのですか？

これまでどおり、保護者からのお申し出により、本市が行っている除去対応食品(鶏卵・うずら卵)を使用した献立て、「除去食」と表記のある献立について対応をさせていただきます。

Q教育の一環としての給食の意義に影響しませんか？

学校給食は、学校教育の一環として行われるもので。教育活動としての「食に関する指導」はこれまでどおり担任や栄養教諭が行います。児童と給食調理員との関わりについても、日々配膳室で、あいさつをかわしたり、コミュニケーションをとることができますので、調理業務を民間に委託しても教育の一環としての学校給食に影響はありません。

Q委託業者の選定方法はどうするのですか？

優良な委託業者を選定するために、本市の入札参加有資格者名簿に学校給食調理業務で登録があり、学校給食調理業務の実績や経験のある業者で、本市で指定する条件を満たした調理従事者(調理師・栄養士)を従事させることができること、過去3年間において食中毒事故を起こしていないことなどの入札参加資格条件を設定しています。委託業者の決定は、こうした入札参加資格を有する業者の中から入札で選定します。

Q保護者の声はどうなりますか？

学校給食調理業務を委託した学校には、学校・PTA・委託業者からなる「給食運営委員会」を設置し、保護者の皆様への給食実施状況の情報提供や保護者の皆様のご意見が反映されるようにしています。

〔問い合わせ先〕

大阪市教育委員会事務局 指導部 保健体育担当

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

☎06-6208-9143